

愛南町持続化給付追加金のお知らせ



新型コロナウイルス感染症の影響を受ける町内の事業者(農林漁業者含む。)の事業継続を支援するため、町独自に国の持続化給付金に上乘せするなど、追加の給付金を交付します。

対象者
・
交付額

◇ 国の持続化給付金を受給した方

→その給付金の20%の額を交付(上限20万円)

必要書類



- ① 持続化給付追加金交付申請書兼請求書(様式1号)
- ② 誓約書兼町税等の滞納調査同意書(様式2号)
- ③ 持続化給付金の給付通知書(ハガキ)の写し
又は その振込口座の通帳の写し(原本提出)
- ④ **令和2年分**の確定申告書別表1(第1表)の写し
又は **令和3年度**住民税申告書の写し

《 または 》

対象者
・
交付額

◇ 2021年1月以降に、2020年又は2019年の同月比で50%以上の売上げ減少がある方

→その差額×3の額を交付(上限20万円)

必要書類



- 上記①・②・④に加えて、
- ⑤ 事業収入比較表(様式3号)を提出

注) 中小企業者経営安定化支援金及び持続化応援一時金の受給者は、対象外です。

申請の特設会場(集中受付)を設けます。お気軽にお越しください。

期間等

3月11日(木)～19日(金) 9時～17時
※土・日、12時～13時除く。

会場

愛南町役場本庁1階 町民サロン
※3月22日からは、商工観光課で随時受付



申請窓口・問合せは

よくある問合せは、裏面へ

愛南町役場本庁2階 商工観光課 ☎0895-72-7315

番号	よくある問合せ	回 答
1	持続化給付追加金の対象者は？	町内に事業所がある、又は町内に住所を有し事業活動を行っている事業者で、法人や個人事業主、農林漁業者などが対象です。
2	持続化給付追加金の交付を受ける要件は？	次のいずれかの要件に該当する方が対象です。 (1) 国の持続化給付金を受給した方 (2) 持続化給付金を受給していない方で、2021年のうち任意のひと月において、2020年又は2019年の同月比で50%以上の売上げ減少がある方
3	持続化給付金を昨年受け取りました。申請にはどのようなものが必要ですか？	表面の①～④の書類が必要です。 注意点として、④の持続化給付金の給付通知書の写しがない場合は、給付金が振り込まれた口座の通帳の写しを添付していただきますが、原本も確認させていただきますので、ご持参ください。
4	2021年2月に、2019年の同月比で売上げが50%以上減少しました。申請にはどのようなものが必要ですか？	表面の①・②・④・⑤の書類を提出してください。
5	法人ですが、決算のタイミングにより令和2年分の確定申告書を提出できません。どうすればよいですか？	その場合、直近の事業年度の確定申告書別表1の写しをご提出ください。
6	必要書類を役場に持っていけば、その場で申請できますか？	できますが、役場に来庁の上申請する場合は、印鑑（会社印）、申請書等に売上げの減収額を記載するためそれが分かる書類、持続化給付追加金の振込みを希望する口座が分かるものをご持参ください。 【持続化給付金の上乗せで申請する場合】 振込希望口座には、持続化給付金が振り込まれた口座をご指定ください。
7	郵送での申請は、できますか？	対面で書類を確認させていただきたいため、お手数料をおかけしますが、役場までお越しください。
8	国の持続化給付金を受け取りましたが、さらに2021年に売上げが50%以上減少しました。交付額は、上限40万円になりますか？	2つの交付要件のいずれかでしか交付できません（上限20万円）。
9	町の他の給付金を受け取っていますが、持続化給付追加金も受け取れますか？	中小企業者経営安定化支援金（新型コロナ対策融資に対する助成）や持続化応援一時金との重複支給はできませんので、ご注意ください。
10	持続化給付追加金の交付を受けるに当たって、注意することは？	事業継続のための交付金ですので、3か月以上の事業継続を誓約していただきます。